

日本学術振興会特別研究員 遵守事項および諸手続の手引

(平成30年度版)

<平成30年度からの主な変更点>

II 特別研究員制度の趣旨と遵守事項(詳細)

(3 ページ)

2. 特別研究員の義務 において、報酬を受給できる例外要件を変更しました。

(6 ページ)

7. 住民税の課税 において、納付書等の発送時期について追記しました。

III 採用後の諸手続

(12 ページ)

8. 採用後の学位取得等による資格の変更(特別研究員-DCから特別研究員-PDへの資格変更) において、平成30年度以降採用された特別研究員-DCが満期退学した場合は、分野を問わず特別研究員の採用を辞退する必要があることを追記しました。

(15 ページ)

10. 採用期間中の海外渡航 (2) 通算渡航期間の上限について において、全ての特別研究員の通算渡航期間の上限を、採用期間の2/3に変更しました。

(17 ページ)

11. 出産・育児に係る採用の中断及び延長の取扱い において、中断期間の上限を子が満2歳に達する日が属する月の末まで、通算26ヶ月までに変更しました。

(23 ページ)

13. インターンシップ参加への取扱い において、参加期間の各年度の上限(各年度(4月から翌年3月まで)3ヶ月以内)を削除しました。また、研究奨励金の調整(減額)を廃止しました。更に、(2) 手続き において、「所属する大学の長又は部局の長による参加を許可した書類(様式任意)」を提出不要としたため、これを削除しました。

IV 研究奨励金の支給

(29 ページ)

2. 研究遂行経費 において、「研究遂行経費」の取扱いは、「平成〇〇年度以降の研究遂行経費取扱い変更届<様式2-2>」を提出しない限り、初年度の取扱いが採用期間中引き継がれることを追記しました。

(33 ページ)

<参考>特別研究員の研究奨励金に関する取扱要項 において、インターンシップ参加に係る研究奨励金

の調整に関する要項を削除しました。

VI 平成 29 年度以前採用者のうち、人文学、社会科学分野における博士課程満期退学者の取扱い

(37 ページ)

1. 平成 29 年度以前採用の特別研究員-P D において、人文学、社会科学分野における博士課程満期退学者を採用するのは平成 29 年度以前の採用者までであることを明記しました。また、2. 平成 29 年度以前採用の特別研究員-D C において、平成 30 年度以降の採用者が満期退学する場合は、分野を問わず特別研究員の採用を辞退する必要があることを明記しました。

VII よくある質問

(41 ページ)

設問 5、6 において、報酬を受給できる例外要件を変更したため、新設しました。

設問 3 1 を新設しました。